都市計画の提案制度のフロー

（事前相談）
①事前相談書の提出
②提案要件の説明
③地権者及び周辺住民への説明
等

都市計画に関する情報提供等
・技術的助言
・千葉県との調整
等

※提案の要件を確認した上で受理します

都市計画の提案

（提案の要件）　※都市計画法第２１条の２
①０．５ｈａ（５，０００㎡）以上の一体的な区域
②市のまちづくりに関する方針、都市計画に関する法令上の基準に適合
③土地所有者等の３分の２以上の同意　など

計画提案における都市計画の決定または変更の必要性を判断　※都市計画法第 21 条の３

決定（変更）が必要ありと判断

計画提案に基づく都市計画の案の作成
※　都市計画法第 21 条の３

※（提案者に通知：案の作成通知書）

意見書の提出

計画提案に基づく都市計画の案の
公告・縦覧（意見の提出）
※都市計画法第 16 条第２項

県等関係機関協議

都市計画の案の作成

都市計画の案の公告・縦覧（意見の提出）
※都市計画法第 17 条第１項、第２項

【袖ケ浦市都市計画審議会】
都市計画の案及び提案を付議
※都市計画法第 19 条第１項及び第２１条の４

県等関係機関協議
※都市計画法第 19 条第３項

都市計画の決定・告示
※都市計画法第 20 条第１項

決定（変更）が必要なしと判断
※（提案者に通知：検討結果通知書）

意見書の提出

【袖ケ浦市都市計画審議会】
※都市計画法第 21 条の５第２項
都市計画の提案について意見を聴く

必要あり

必要なし

提案者に通知
（提案者に通知：案の不採用決定通知書）
※都市計画法第 21 条の５第１項

凡例
：土地所有者等
：市